

環境みらい都市認定等の検討に関する小委員会について

平成 21 年 11 月 4 日

地球温暖化対策の検討に関する専門委員会座長決裁

(設置)

第 1 地球温暖化対策に関する市町村支援の一環として本県が実施する環境みらい都市の認定等について検討するため、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会に環境みらい都市認定等の検討に関する小委員会を設置する。

(位置付け)

第 2 地球温暖化対策の検討に関する専門委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第 5 条に基づく小委員会とする。

(組織)

第 3 (1) 小委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(2) 要綱第 5 条第 3 項に基づき、小委員会に小委員長及び小委員長代理を置き、小委員長は委員の互選により選出し、小委員長代理は委員長が指名する。

(会議)

第 4 (1) 要綱第 5 条第 4 項に基づき、小委員長は小委員会を招集し、議事を総括する。

(2) 要綱第 5 条第 3 項に基づき、小委員長代理は小委員長に事故あるとき又は小委員長から委任を受けたときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第 5 小委員会の会議は公開する。ただし、公開することにより率直な意見の交換若しくは不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第 6 小委員会の庶務は、環境部温暖化対策課において処理する。

(その他)

第 7 その他、小委員会に関し、必要な事項は、小委員長が別に定める。

別表

(50音順)

氏名	職業等
秋元 智子	埼玉県地球環境温暖化防止活動推進センター事務局長
石川 祐司	埼玉県生活協同組合連合会理事
金井 明	埼玉県企画財政部地域政策局長
窪田 陽一	埼玉大学大学院理工学研究科教授
横山 裕道	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授